

令和2年5月8日

盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部

本部長 盛岡市長 谷 藤 裕 明 様

新型コロナウイルス感染症 拡大防止に関する要望書

盛岡市議会災害対策会議

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する要望書

新型コロナウイルス感染症は、世界的に感染が拡大し、国内における感染者数も増加の一途を辿っています。政府は、令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域を全47都道府県に拡大し、5月4日には全都道府県を対象としたまま5月31日まで延長しました。

市は、令和2年4月9日に「盛岡市新型コロナウイルス感染症対策本部」並びに「盛岡市生活・経済対策本部」を設置し、県とともに対策に尽力しておりますが、不安を抱えたまま生活を送る市民や疲弊していく市内経済を危惧する事業者からの切実な声は、日に日に大きくなっています。

これらの声を受け、市議会では令和2年4月28日に「盛岡市議会災害対策会議」を設置し、感染症拡大防止対策に市対策本部と協力・連携して取り組むとともに、積極的に情報収集や要望・提言などを行っていくこととしました。

事態の終息が見通せない中、市民の安全・安心を最優先に、市民生活の不安解消と市内経済の安定を図るべく、次の事項について積極的な措置を講じられるよう強く要望します。

1 情報提供・情報共有

- (1) 感染予防を徹底するため、市長メッセージをさらに発信すること。
- (2) 市の感染防止の取組、PCR検査の状況などを正確かつ迅速に市民に発信すること。
- (3) 視聴覚障がい者や高齢者など、いわゆる情報弱者の方に対し正確かつ迅速な情報提供を行うこと。
- (4) 市長定例記者会見における手話通訳者の配置を早急に検討すること。
- (5) 国に対し、感染症発生動向などの情報について適切に提供できるよう求めること。

2 感染症予防対策・医療体制強化

- (1) 盛岡市立病院が感染症指定病床を持つ医療機関としての役割を果たせるよう、医療スタッフの充実などの体制強化を図るとともに、感染防止対策を十分に行うこと。また、感染症患者対応に伴う診療報酬の減少分について国へ財政支援を求めること。
- (2) 発熱外来を早急に整備するとともに、ドライブスルー検査・簡易型検査の受診体制の整備やPCR検査と抗体検査の並立実施を検討すること。

- (3) 受入病床や感染時の一時宿泊先の確保など、市民が安心できる医療・療養体制を構築すること。
- (4) 退職した保健師の再雇用を検討し、コロナウイルス感染者が発生した場合の市保健所の機能強化を含め、市全体の組織運営体制の再点検を行うこと。
- (5) 医療・介護等従事者の感染予防を十分に行うとともに必要な手当を確保し、医療・介護等従事者が自宅に帰宅できない場合の一時宿泊所を用意するなどの配慮を行うこと。
- (6) 県内の感染状況に応じた、段階的な感染防止策を検討すること。
- (7) 介護・福祉・就労支援施設に対して、感染症対策としての利用自粛に伴う減収などへの補償を検討すること。また就労支援施設利用者の工賃減少について対応すること。
- (8) マスクや衛生資材を十分確保し、介護・福祉施設ほか必要とされる場所などへ確実に配布すること。

3 経済・雇用対策

- (1) 事業者に対し融資制度などの活用について周知し、資金貸付が速やかに行われるよう取り組むこと。また、市独自の緊急経済対策を実施すること。
- (2) 家賃支援事業を早急に進め速やかに支給開始するとともに、市独自の支援拡充策を検討すること。

- (3) 景気減速による影響が大きい農畜産業や外食産業、娯楽産業などへ市独自の支援策を講じること。
- (4) 感染拡大を理由とする解雇や雇い止めを防ぎ非正規労働者の雇用が維持されるよう、国と連携し監視と指導を強めること。
- (5) 国や県に対し持続化給付金や休業協力金などの制度拡充を求めること。また、雇用調整助成金の申請手続きの簡素化と迅速な支給について要望すること。
- (6) 休業を余儀なくされている温泉施設などの観光関連事業者に対し、固定資産税などの減免・納付猶予を検討すること。
- (7) 市の緊急雇用対策の実施について検討すること。また、感染拡大を理由とする失職者の市職員への積極的な任用を推進すること。

4 市民支援

- (1) ワンストップで対応可能な総合窓口を構築すること。また、メールやSNSなどによるオンライン相談を検討すること。
- (2) 国民健康保険の減免制度を拡充するとともに、傷病手当金について自営業者やフリーランスも対象とするよう検討すること。

- (3) 特別定額給付金の支給について迅速に取り組むとともに、DV被害者や児童虐待被害者への対応を万全に行うこと。また、詐欺防止対策を講じること。
- (4) DVや虐待に対する相談・支援体制の拡充を図り、シェルターの備えに万全を期すこと。また、緊急避難先としてホテルや公共施設などを確保すること。
- (5) 生活保護の相談に丁寧に対応すること。
- (6) 市税や上下水道基本料金の減免・納付猶予などについて検討すること。
- (7) 住宅確保給付金制度など拡充された支援制度について周知するとともに、関係機関と体制強化を図ること。
- (8) いわゆる交通弱者に対し、交通機関の利用助成策を検討すること。

5 子ども・子育て支援

- (1) 学童保育施設や保育所における感染予防対策を徹底するとともに、消毒液などの消耗品のあっせん・補助を行うこと。
- (2) 「こども食堂」などの運営主体であるNPO法人などに対する支援の拡充を行うこと。
- (3) 放課後デイサービス利用者の利用自粛に伴う減収への対策など、事業所の相談に対し丁寧に対応すること。

- (4) 子どもを虐待から守るため、関係部署間の連携を強化し、情報共有と迅速な対応に努めること。
- (5) 「里帰り出産」を希望する妊婦に対する医療体制の充実、十分な相談体制の構築と費用軽減策を検討すること。

6 教育支援

- (1) 休校期間中の奨学金の減免・返済猶予などについて関係機関へ強く要請すること。
- (2) 市内小中学校、市立高校におけるインターネットを利用したオンライン授業などの環境整備を早急に進めること。
- (3) 学校での感染拡大防止のため、三密回避の具体的な基準を明確にし徹底を図ること。また、学校、児童センター、児童館が相互に連携し三密を避ける対策を講じること。
- (4) 休校に伴う家庭内DVの増加などに対応するため、教育委員会と関係部署が連携して「気になる子ども」の情報を共有し、支援策を強化すること。
- (5) 学校施設の日常的な消毒作業に対し、教職員などの負担軽減措置を講じること。
- (6) 教職員などが感染した際の具体的な行動指針を示すこと。また、行事・イベントの中止などについて教育現場への情報伝達を速やかに行うこと。

- (7) 学校生活の変化による児童生徒や教職員の不安やストレスなどを解消するため、相談体制を拡充し必要な施策を講じること。
- (8) 休校の際の非正規教職員などの雇用確保策を検討すること。

7 その他

- (1) 令和2年度中の実施が困難な事業に係る予算は、新型コロナウイルス対策へ財源措置をすること。
- (2) 新型コロナウイルス感染者及び家族に対し、プライバシー侵害などの人権侵害の防止に努めること。
- (3) 地方創生臨時交付金の増額と自治体の弾力的活用について国に強く要望すること。
- (4) 国税の減免・納付猶予などを国に求めること。
- (5) 行政手続きのオンライン化に関するサービス拡充に取り組むこと。また、オンライン化に対応できない申請者への申請支援についても取り組むこと。